

入札制度が変わりました

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要なになります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

- ※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。
- ※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ※提出後の訂正はできません。

(入札方法に関する問合せ)

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

- ※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。
- ※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
- ※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
- ※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

- ※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 6 日

長野地方裁判所上田支部

裁判所書記官 伊 藤 圭 吾

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 21 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 8 月 28 日 午後 4 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 2 日 午前 10 時 00 分 場 所 長野地方裁判所上田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 16 日 午前 10 時 00 分 場 所 長野地方裁判所上田支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 4 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 4 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 6 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 220, 000 976, 000	一括	244, 000	21, 020	5, 474
1	800, 000				
2	420, 000				
				</	



物 件 目 録

- 1 所 在 東御市滋野字古住
地 番 乙 3 9 2 1 番 3
地 目 宅地
地 積 6 6 3 . 0 7 平方メートル
- 2 所 在 東御市滋野字古住 乙 3 9 2 1 番地 3
家屋 番号 乙 3 9 2 1 番 3
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 1 1 6 . 3 5 平方メートル
2 階 3 7 . 2 6 平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 物置
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 約 2 0 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 7月 3日

長野地方裁判所上田支部

裁判所書記官 伊 藤 圭 吾

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

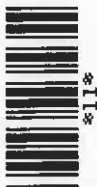
隣地(地番乙3921番1)との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 東御市滋野字古住
地 番 乙 3 9 2 1 番 3
地 目 宅地
地 積 6 6 3 . 0 7 平方メートル
- 2 所 在 東御市滋野字古住 乙 3 9 2 1 番地 3
家屋 番号 乙 3 9 2 1 番 3
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 1 1 6 . 3 5 平方メートル
2 階 3 7 . 2 6 平方メートル
- (未登記附属建物)
- 種 類 物置
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 約 2 0 平方メートル



令和 8年(ケ)第 5 号
令和 8年 4月 3日受理
令和 8年 6月 3日提出

現況調査報告書

長野地方裁判所上田支部

執行官 合 津 英 樹 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 東御市滋野字古住 |
| | 地 番 | 乙 3 9 2 1 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 6 3. 0 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東御市滋野字古住 乙 3 9 2 1 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 乙 3 9 2 1 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 1 6. 3 5 平方メートル
2 階 3 7. 2 6 平方メートル |

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■弁護士B (所有者亡A相続財産清算人)	1 本件物件は、当職が管理し占有しています。本件物件を第三者が占有していることはありません。 2 本件土地と隣地との間に境界の争いはありません。
■南東側隣地住民(女性)	1 本件土地と私の家の土地との境界に争いはありません。
■(株)上田ケーブルテレビ担当者	1 本件土地の北端にある電柱(UCV 東13 F4 1)は、当社の電柱です。3年毎に地権者に対して5780円を支払っています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、別紙公図、建物図面（各階平面図）、建物配置概況図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 関係人の陳述及び立入調査の結果から、占有者及び占有状況を2枚目記載のとおり認めた。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

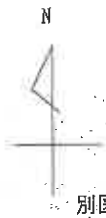
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 4月 3日 (金)	執行官室	東御市役所に図面等申請
8年 4月 6日 (月)	法務局	登記事項証明書等申請
8年 4月 6日 (月) 11:45-12:07	物件所在地	物件確認、写真撮影 全戸不在
8年 4月17日 (金) 9:15- 9:20	執行官室	Bから電話聴取
8年 5月15日 (金) 9:20-11:00	物件所在地	現況調査、図面作成、写真撮影、隣地住民から事情聴取、評価人同行
8年 5月15日 (金) 11:45-11:55	上田市中央6丁目	株式会社上田ケーブルビジョン担当者から事情聴取
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 8年 5月15日 目的物件は不在で施錠されていたので、評価人を立ち会わせ、所有者亡A相続財産清算人Bから事前に送付を受けた鍵を用いて解錠し建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

Z3920-10
Z3920-6

(座標値種別：図上測定)

-10803.059



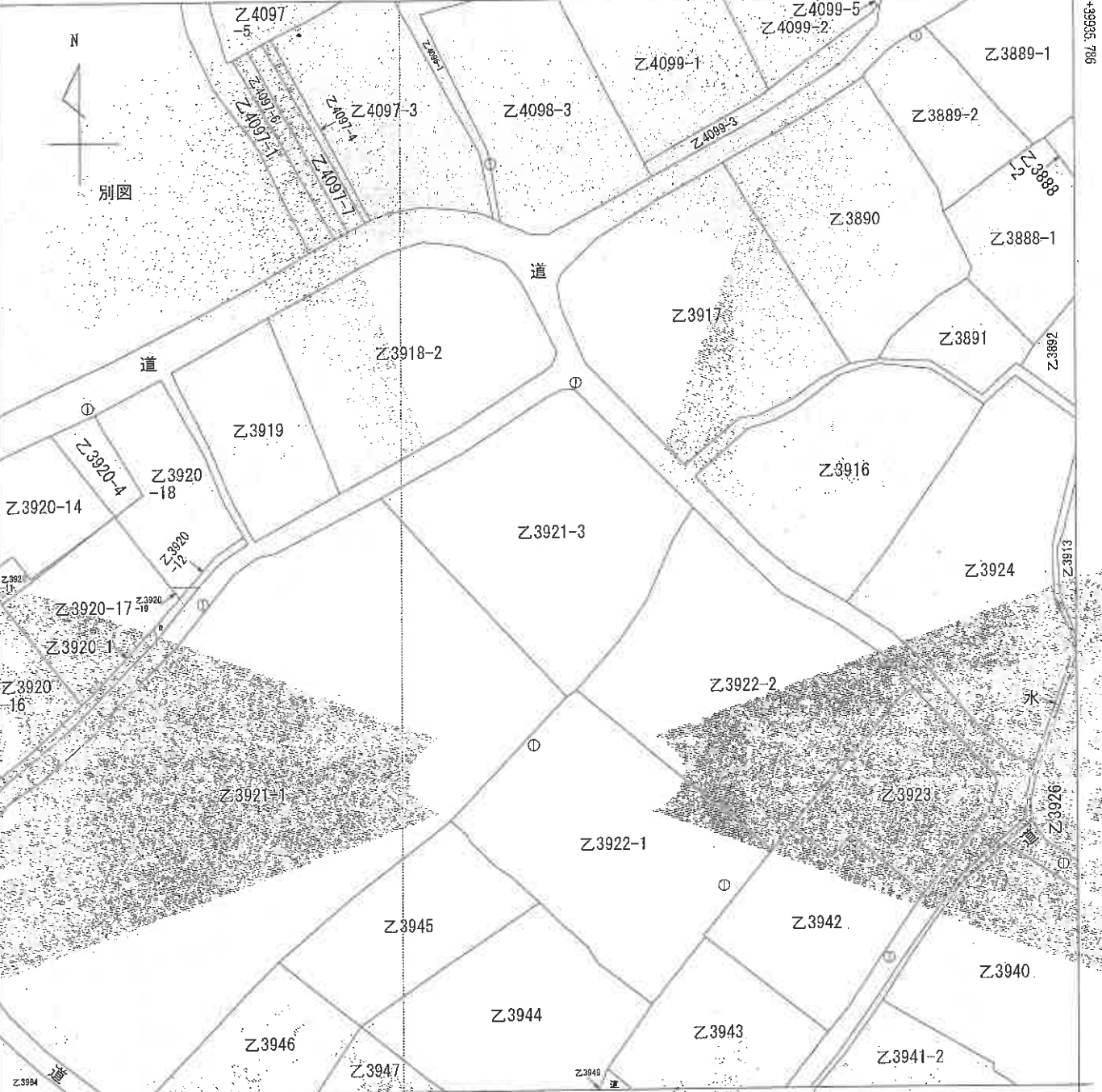
別図

道

道

水

道



-10928.059 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(nets2024-bl.par)による修正がされています。
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutajineiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出

滋野

請求部	所在	東御市滋野字古住				地番	Z3921番3			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	VIII	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和52年11月			備考付年月日(原図)	昭和54年4月17日			補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和8年4月6日
長野地方務局上田支局
登記官

請求番号：16-1
(1/1)

(6 枚目)

公用

登記年月日：平成18年3月7日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年4月6日 長野地方裁判所上田支部

登記簿

(7 枚目)

A3版をA4版に縮小

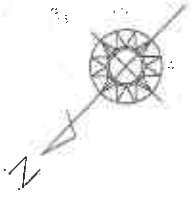
各階平面図 建物図面

平成18年3月7日登記

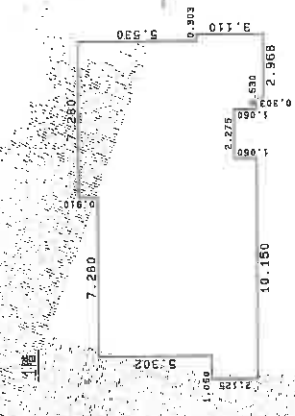
家屋番号 乙3921番3

建物の所在 東御市滋野字古住乙3921番地3

065437



1階
1.060 x 2.125 = 2.2525
7.280 x 7.427 = 54.0686
1.810 x 8.537 = 15.3900
2.275 x 7.577 = 16.3552
0.530 x 8.337 = 4.4186
2.565 x 8.640 = 23.0556
0.303 x 3.110 = 0.9423
計 116.3528

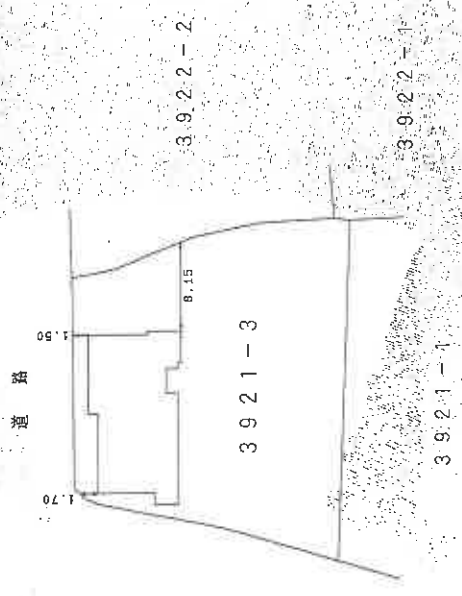


床面積 116.35㎡

2階
8.190 x 4.550 = 37.2645



床面積 37.26㎡



作成者

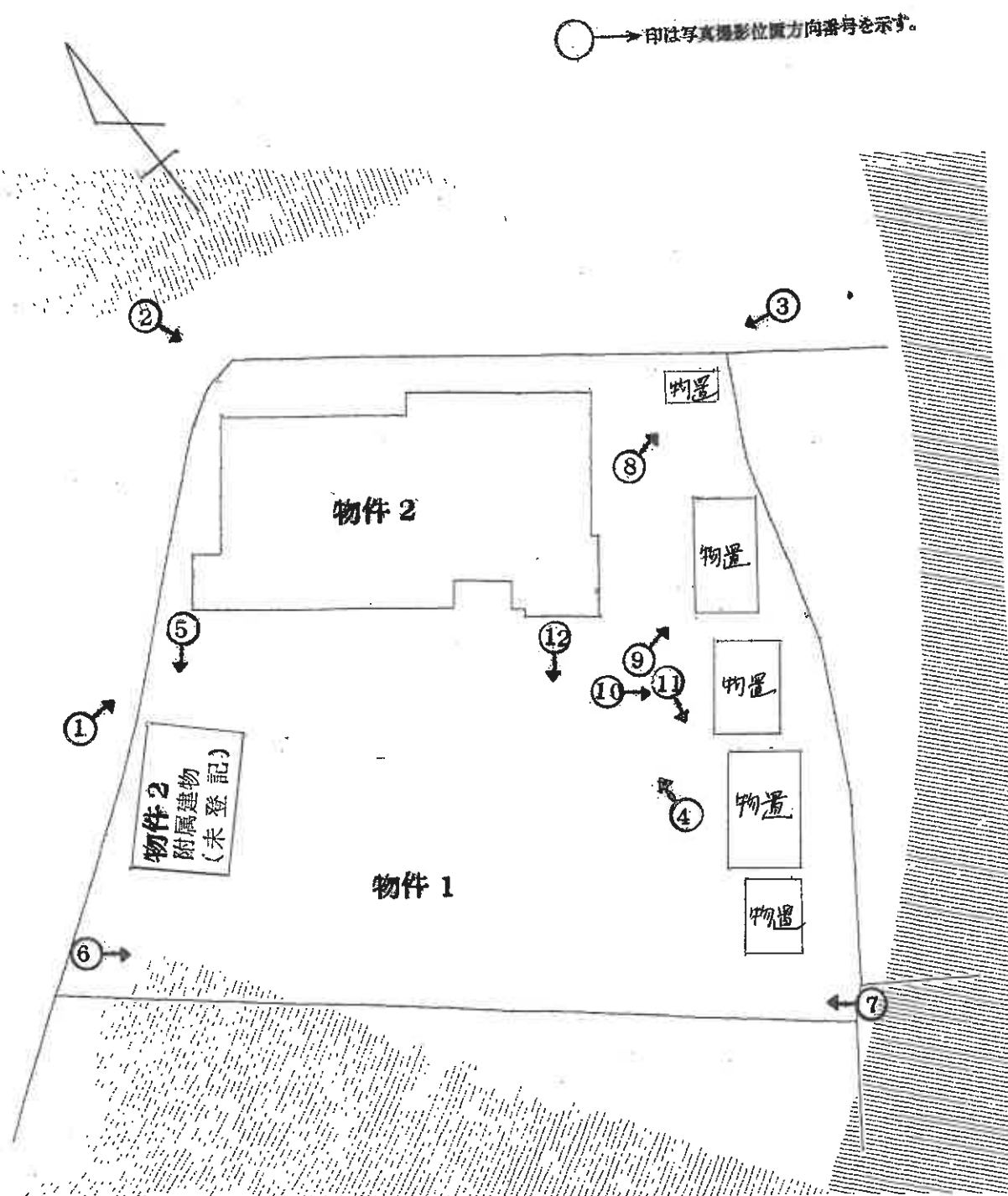
縮尺 1/250

申請人

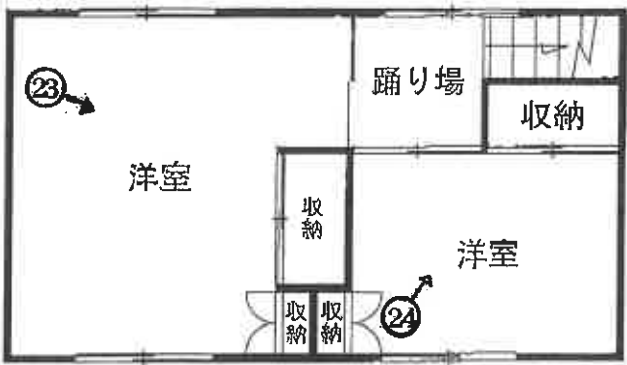
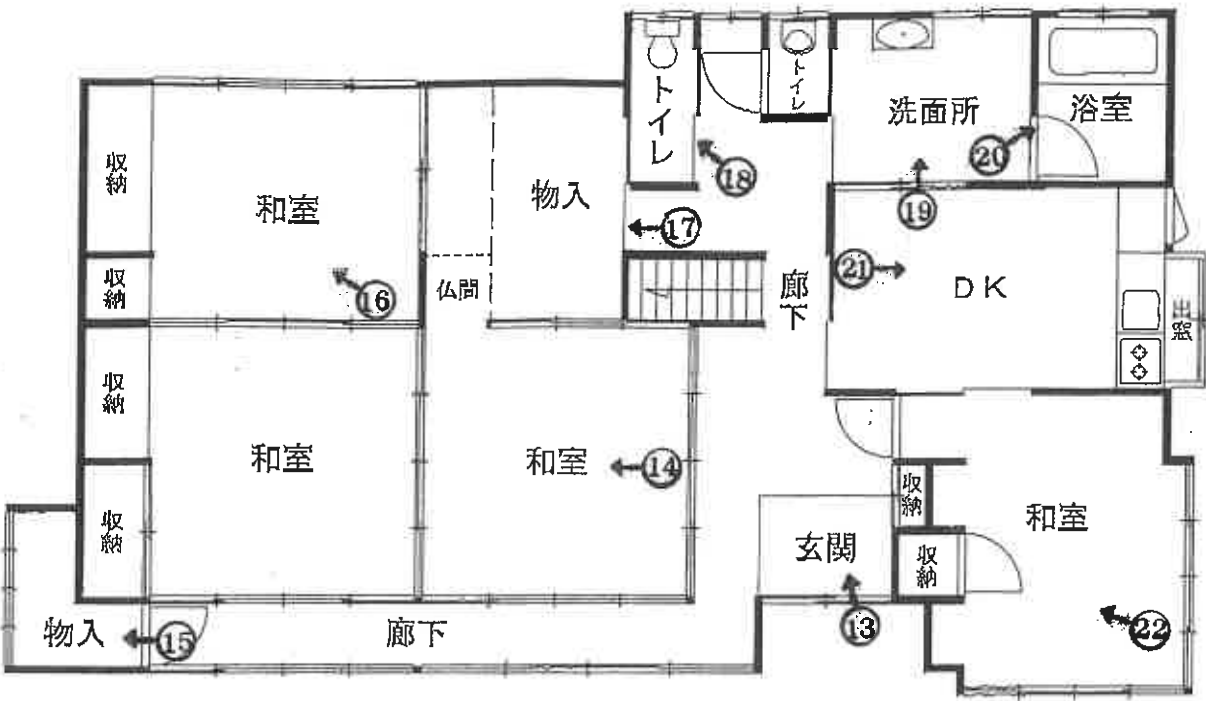
縮尺 1/500

3月5日(作成)
(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

建物配置概況図

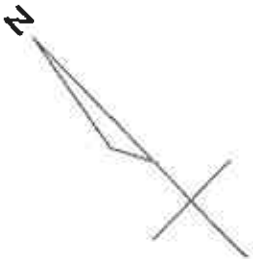


物件 2



物件 2 附属建物 (未登記)

○ → 印は写真撮影位置方向番号を示す。



建物間取図

NO 1



NO 2



NO 3



(10枚目)

NO 4



NO 5



NO 6



(11 枚目)

NO 7



NO 8



NO 9



(12 枚目)

NO 10



NO 11



NO 12



(13 枚目)

NO 13



NO 14



NO 15



(14 枚目)

NO 16



NO 17



NO 18



(15 枚目)

NO 19



NO 20



NO 21



(16 枚目)

NO 22



NO 23



NO 24



(17 枚目)

NO 25



(18 枚目)

令和8年（ケ）第5号

令和8年 5月15日 現地調査

令和8年 6月 5日 評 価

長野地方裁判所 上田支部 御中

評 価 書

<土地・建物用>

評価人 不動産鑑定士

塚田 栄二郎

第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 1,220,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 800,000 円
物件 2 (建物)	金 420,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在	東御市滋野字古住	
	地 番	乙 3 9 2 1 番 3	
	地 目	宅地	
	地 積	663.07 平方メートル	
2	所 在	東御市滋野字古住乙 3 9 2 1 番地 3	
	家屋番号	乙 3 9 2 1 番 3	
	種 類	居宅	
	構 造	木造瓦葺 2 階建	
	床 面 積	1 階 116.35 平方メートル 2 階 37.26 平方メートル	
番号	特 記 事 項		
	・ 物件 1 の西端付近に未登記建物がある（軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、物置、課税床面積約20㎡）。		

* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置・交 通	しなの鉄道「滋野」駅の北東方約3.3km（道路距離）に位置する。 （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	主要地方道小諸上田線（浅間サンライン）北側に広がる傾斜地に農家住宅、一般住宅等が混在し、農地も介在する地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制）	都 市 計 画 区 分	非線引き都市計画区域
	用 途 地 域	用途地域の指定はない
	指 定 建 ぺ い 率	60%
	指 定 容 積 率	200%
	防 火 規 制	—
	そ の 他 の 規 制	・ 東御市のハザードマップ（令和4年3月作成）等によると、洪水浸水想定区域に指定されていない。 ・ 土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている。 ・ 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	地 積	663.07 m ² （登記数量）
	形 状	台形地
	間 口 ・ 奥 行	間口約19.5m、奥行約25.5m
	地 勢	南側部分（庭）は南方へ緩傾斜している
	そ の 他	特になし
接面道路の状況	北東側	幅員約2.7m舗装市道（滋野232号線） 建築基準法第42条2項道路に該当 セットバック面積は机上概測約13m ² 約1m低く接面
	北西側	幅員約2.0m舗装市道（滋野318号線） 建築基準法第42条2項道路に該当 等高～約1m低く接面 セットバック面積は机上概測約26m ²
土地の利用状況等	・ 物件2の建物の敷地として利用されている。 ・ 建物の配置は附属資料「配置図」のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり
	都 市 ガ ス	なし
	下 水 道	あり
	（注）敷地内までの引き込みを基準に、引き込みがある場合を「あり」、ない場合を「なし」とした。	
特 記 事 項	・ 物件1と北東側前面道路との間に約1mの高低差があり、自動車での往来は困難であるが、北西側側道を経由して自動車の往来が可能である。ただし、北東側前面道路から北西側側道へ至ることは、物件1北端付近の曲り角の道路幅員が狭いことから、普通自動車での往来はやや困難である（軽自動車であれば可能である）。 ・ 物件2の建物の敷地部分は概ね平坦であるが、南側は南方へ緩傾斜している。 ・ 物件1の西端付近に未登記建物が存する。 ・ 物件1の南西側の敷地に沿ってカーポートの周囲をビニール波板で覆った構築物1つ、物置4つ（動産と把握）が存する。 ・ 物件1の北端に株式会社上田ケーブルテレビ所有の電柱が1本存し、土地使用者として土地所有者へ3年で5,780円が支払われている。 ・ 物件2の建物の南側（庭部分）にナンバープレートが取り外された軽自動車がある。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物					
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日（登記記載）		昭和37年4月1日 新築			
	経 過 年 数		約 64 年			
	経済的残存耐用年数		約 3 年			
仕 様	構 造	木造瓦葺2階建				
	外 壁	タイル、スレート				
	内 壁	塗り壁				
	天 井	板				
	床	畳、板				
	設 備	電気、浴室、トイレ等				
	そ の 他	特になし				
床面積(現況)	1 階	116.35㎡	2 階	37.26㎡	延	153.61㎡
現況用途等	現 況 用 途	住宅				
	間 取	6DK				
品 等	普通					
保守管理の状態	普通～やや劣る					
建物の利用状況	所有者が、住宅として利用していたが、現在は空き家である。					
特 記 事 項	・ところどころで床にたわみが見られる。 ・物件1上に未登記の物件2符号1附属建物が存する。概要は下記のとおり。 なお、所有者は物件2の所有者と同じである。 所在：東御市滋野字古住乙3921番地3 構造：軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 用途：物置 床面積：約20㎡（固定資産公課証明書による数量を四捨五入した） 築年月：昭和43年頃新築（固定資産公課証明書による） その他：簡易な農家用の物置である					

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	8,000	0.72	663.07	1.00	3,820,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：同一需給圏内の類似地域の取引事例価格に基づき、地価公示標準地価格または地価調査基準地価格との均衡に留意して、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：0.72

		増減価率	個別格差
(行政的条件)	土砂災害警戒区域	-5%	0.95
(行政的条件)	総乗積	-	0.95
(画地条件)	角地	1%	1.01
(画地条件)	前面道路との高低差・傾斜地	-20%	0.80
(画地条件)	セットバックを要する	-6%	0.94
(画地条件)	総乗積	-	0.76
合計	各条件の総乗積	-	0.72

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	150,000	153.61	0.01	230,000
符号1	50,000	20	0.01	10,000
合計				240,000

イ 現況延床面積：物件2は登記数量、符号1は課税数量（四捨五入で整数表示）

ウ 現価率：

物件2

・経過年数約64年、経済的残存耐用年数約3年、観察減価率70%

・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \text{経済的残存耐用年数} \div (\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数}) \times (1 - \text{観察減価率}) \\ &= 3\text{年} \div (64\text{年} + 3\text{年}) \times (1 - 0.7) = 0.01 \end{aligned}$$

符号1

・経過年数約58年、経済的残存耐用年数約1年、観察減価率70%

・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \text{経済的残存耐用年数} \div (\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数}) \times (1 - \text{観察減価率}) \\ &= 1\text{年} \div (58\text{年} + 1\text{年}) \times (1 - 0.70) = 0.01 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	3,820,000	0.30	法定地上権	1,150,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	3,820,000	－ 1,150,000		0.50	0.60	800,000
2	240,000	＋ 1,150,000	1.00	0.50	0.60	420,000
一 括 価 格 (合計)						1,220,000

ウ 占有減価修正：なし。

エ 市場性修正：建物の築後年数が相当経過しており、建物に市場性を見出すのが困難であること等を考慮した。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（東御（県）－3）

所 在 : 長野県東御市下之城字下宮前239番3
価 格 : 7,500円/㎡
位 置 : 滋野駅より約5.7km
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 794㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 東側7m市道
用 途 指 定 等 : 非線引き都市計画区域、用途の指定なし（建ぺい率60%, 容積率200%）
地 域 の 概 要 : 農家住宅等が散在する市道沿いの農家集落地域

2 固定資産税評価額（令和8年度）

物件1	4,366,713円	(6,585円/㎡)
物件2	265,442円	
物件2符号1	14,598円	

（注）ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、上記参考資料とは性質上異なるものである。

第7 附属資料

位置図（「東御市役所：白図」写）

地図（不動産登記法第14条第1項）写

建物図面写・各階平面図写

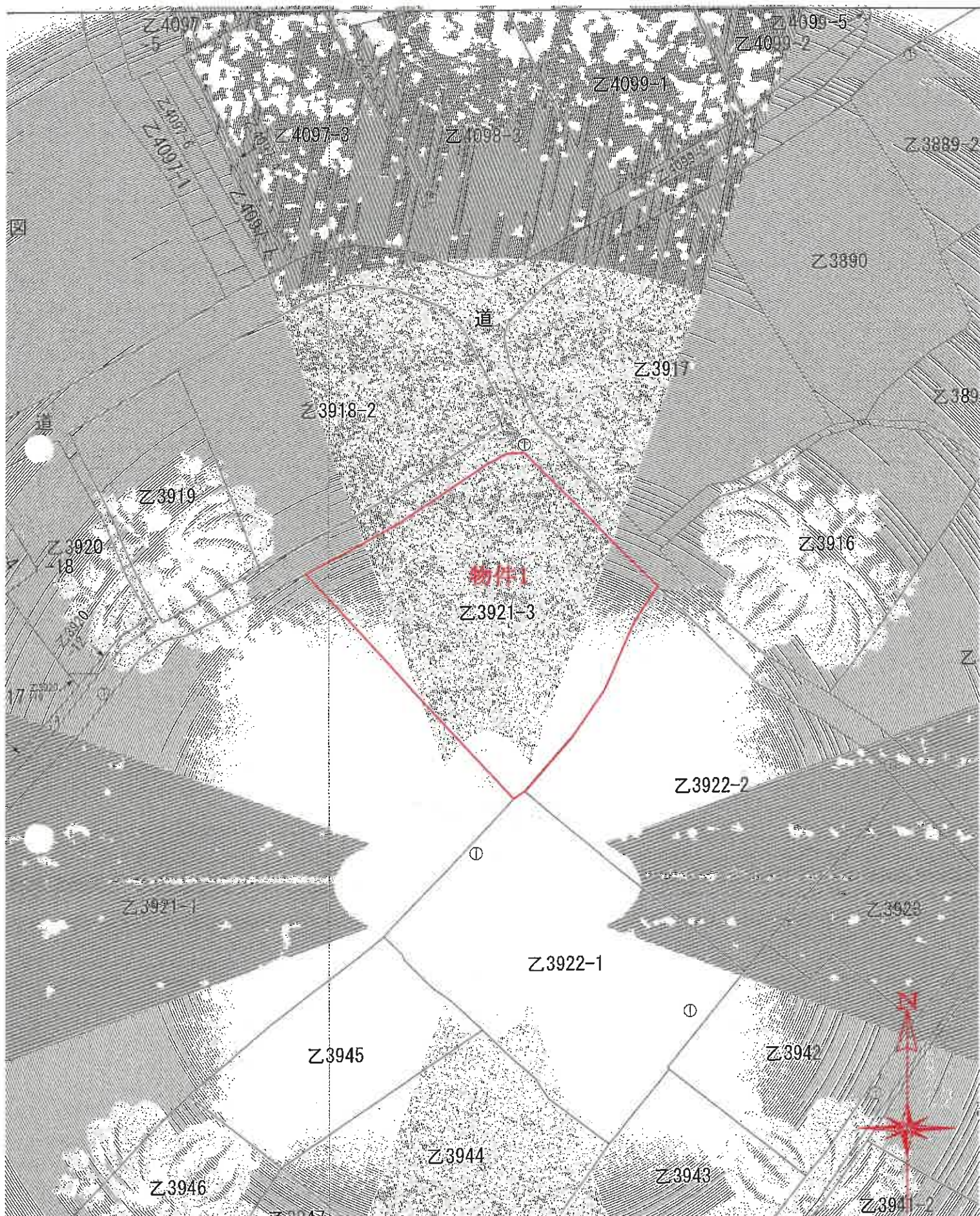
配置図

建物間取図

写真撮影方向

現況写真

以 上



1
500

地図 (不動産登記法 第14条第1項) 写

登記年月日：平成18年3月7日

これは図面に記載せられていた図面を縮小した図面であり、
(長野地方建設局上田支所保管)

令和8年3月5日

長野地方建設局

登記簿

図面番号：13-2

各階平面図

平成18年3月7日登記

変遷番号 乙3921番3

建物図面

建物の所在 東御市松野宇古宅乙3921番地3

065437

外壁表

1.060 x 2.425 =	2.570
7.280 x 7.427 =	54.066
1.810 x 8.937 =	16.090
2.275 x 7.277 =	16.553
0.530 x 8.937 =	4.718
2.665 x 8.640 =	23.025
0.303 x 3.110 =	0.942
計	116.358

床面積 116.35㎡

外壁裏
0.190 x 4.550 = 0.865
37.2645

床面積 37.26㎡



作成者

縮尺 1/250

申請人

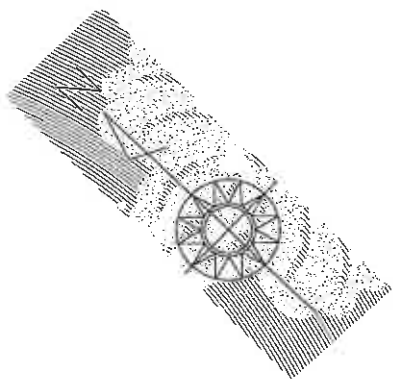
縮尺

1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

建物図面写

原図を70%に縮小 各階平面図写



物件2符号1附属建物（未登記の物置）

物件 2



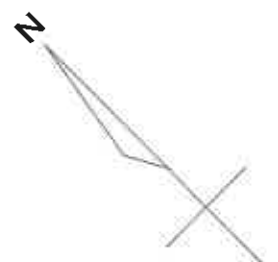
1 階



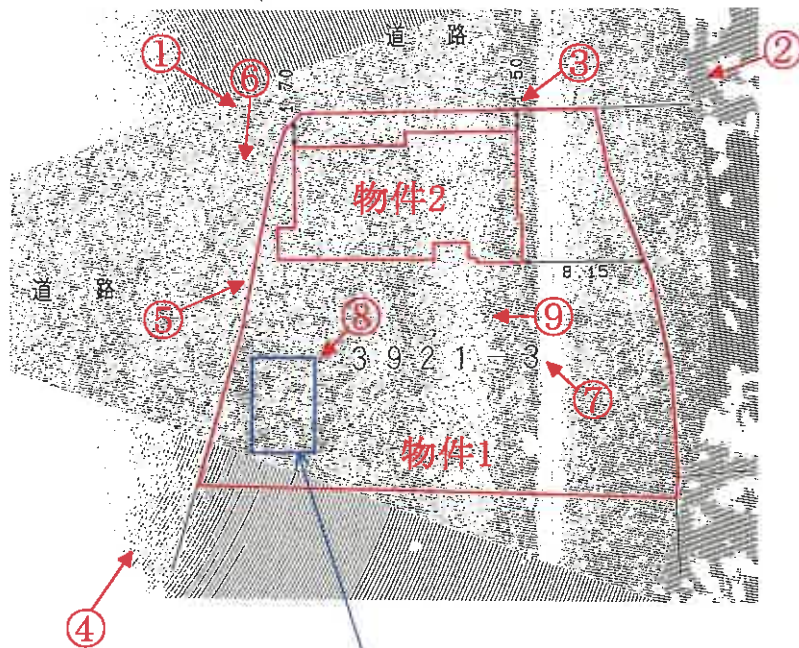
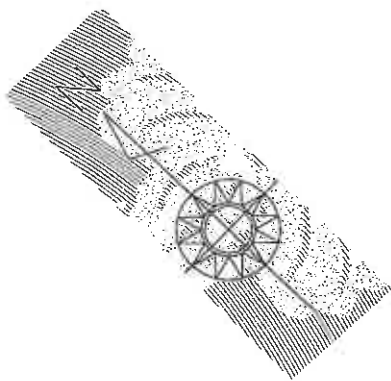
2 階



物件 2 附属建物(未登記)



建物間取図



物件2 符号1 附属建物（未登記の物置）

写真撮影方向



①



②



③

現況写真



④



⑤



⑥

現況写真



⑦



⑧



⑨

現況写真